

調布市

Information and Communication Report
From CHOFU-SHI Shoko-kai

商工会報

〒182-0026 東京都調布市小島町2丁目36番21号 電話042(485)2214 FAX.042(485)9951
<http://www.chofusci.com>

新年明けましておめでとうございます。

調布市民の皆さま、そして商工業者の皆さまには、謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は市内商業振興に深いご理解とご支援を賜り心から御礼申し上げます。

さて、師走の日本を『デフレ脱却、機を逃さぬ』という安倍首相の強い意志の下に、消費税増税延期、解散総選挙と駆け巡ったのはご高承の通りであります。この間、政府が打ち出した各般の経済対策により、日本経済の先行きに明るい兆しが見えはじめ、グローバル展開する大企業を中心に景気回復が伝えられていくものの、続発する自然災害、急激な円安、原材料価格等の高騰など、中小・小規模企業の経営環境は大変厳しい状態が続いています。

こうした中につけて商工会組織をはじめ、小規模企業が長年要望してきた『小規模企業振興基本法』が昨年6月制定されたことは、国が小規模企業への支援にこれまで以上に重点的に取り組むとの表れであり、商工会員としては大変期待しています。全国385万社の中企業、中でもその9割、334万社を占める小規模企業は、地域コミュニティの維持・発展、地域の雇用を担い、地域経済を支える重要な存在であります。

調布市商工会員3,195事業所、そして市内中小・小規模企業の維持・発展のために、尚一層の経営改善普及にお願い申し上げますと共に、今年一年が皆様方にとりまして幸多き年となりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶いたします。

年頭のごあいさつ

調布市商工会

会長 原島 芳一



迎 春 2015

あけましておめでとうございます 役員一同



副会長 柳澤 勇



副会長 福谷範雄



理事 商業部会長 牧野 高明



理事 工業部会長 岸 秀治



理事 建設業部会長 灑柳 嘉市



理事 商業副部会長 荒井 賢一



理事 商業副部会長 田中 國男



理事 工業副部会長 霜山 秀昭



理事 工業副部会長 高橋 一明



理事 建設業副部会長 村澤 守



理事 建設業副部会長 松永 清和



理事 青年部会長 増田 健治



理事 女性部会長 根岸 玲子



理事 第1支部 片桐 雅教



理事 第2支部 斎藤 一正



理事 第3支部 唐沢 俊一



理事 第4支部 原島 敬之



理事 第5支部 土方 康全



理事 第6支部 西山 庄治



理事 第7支部 犀野 明彦



理事 第8支部 鍛 邦雄



理事 塚本 憲一



理事 大前 勝巳



理事 西村 春夫



理事 内山 治彦



理事 添田 光威



理事 久保 嘉治



理事 門馬 光直



理事 金子 日出澄



理事 増田 弘子



理事 石井 喜元



監事 市瀬 富三



監事 櫻井 孝三



Q & A

よくわかる 小規模企業振興基本法

平成26年9月26日、小規模企業振興基本法(小規模基本法)が施行されました。

全国385万の中小企業の9割が小規模事業者です。日本の経済を支える小規模事業者は、産業構造の一端を担うだけではなく、地域経済の安定や地域社会やコミュニティの維持にも大きな役割を果してきました。人口減少・高齢化、競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化が進む中、地域で活動する小規模事業者が将来に希望を持って活躍できるような施策が一層拡充されていくことになります。

新しい法律が成立したこと、これから何が変わらるのか。

小規模企業振興基本法とその基本計画、小規模支援法について、そのポイントや事業所メリットなどを、中小企業庁 小規模企業振興課 課長の桜町道雄さんにお聞きした『小規模企業振興の未来に向けて』の記事をご紹介します。

Q なぜ新たな法律ができたのですか?

過去20年、日本経済はデフレと円高に苦しんできました。日本全体が閉塞感に覆われていたといつてもいいかも知れません。

このような状態を打破して、日本全体が活力を取り戻すためには、地域が活性化し、小規模企業の方々に元気を取り戻していくことが欠かせません。

ところが現実を見れば、人口減少や少子高齢化によって市場は縮小傾向が続いているまです。また、グローバリゼーションの進展により、地方にまで競争の波が押し寄せています。

こうした構造変化は、もはや後戻りすることのないものですが、これが小規模企業にも重くのしかかり、事業を続けていくだけでも大変な努力が必要なのが現状でしょう。

そこで、そうした厳しい環境の中でも、個人事業主を含めた小規模企業が新たな顧客を獲得しながら、安定的にビジネスを続けていただくために生まれたのが、小規模企業振興基本法(以下、小規模基本法)です。

さらにいえば、大企業だけではなく、小規模企業の方々も含めて全国津々浦々の人々に「アベノミクス」の効果を感じていただき、活力ある日本の経済社会の復活につなげていくことも、今回の法律の大切な狙いなのです。

Q 小規模基本法のポイントはなんですか?

小規模基本法では、まず、「成長発展」という理念に加えて「事業の持続的発展」を基本原則に位置づけました。これは、売上げ、利益、雇用などの事業規模を拡大できなくても、地域で雇用を維持し、地域に必要な商品・サービスを供給してがんばる小規模企業に光をあてるものです。利益だけでなく、自己実現や生きがい、社会貢献のために小規模企業を経営しておられる方々もたくさんいらっしゃいます。そのこと自体、地域の経済社会にとって重要なことですと考えています。

また、小規模基本法では、今後の基本的施策として4つの柱を定めました。第1に、小規模企業の得意とする顔の見える信頼関係などを活かすことによる、潜在需要の掘り起こしの推進です。次に、小規模企業は人手が少ない分、経営者も従業員も一人一人がもてる力を最大限に發揮することが重要ですから、多様な個の能力を活かせる人材を確保・育成することです。小規模企業としては、地域全体が元気にならないとビジネスチャンスが生まれにくいで、3番目として地域の活性化に資する事業を推進する。そして最後に、これら3つの柱を、商工会をはじめとして、支援機関や行政など関係者が連携し、総力を挙げて支援できる体制を構築する。これが法律で定めた基本的施策の柱です。

さらに、これら4つの柱を踏まえつつ、国の施策の5年間の方針を基本計画として閣議決定し、小規模企業の経営計画を考える際の参考にもしていただくことにしました。

Q 基本計画の具体的な内容について教えてもらえますか?

基本計画のなかでは、4つの柱を4つの目標として、5年間で達成することとしています。また、このために必要な重点施策10項目を定め、5年間かけて政策展開を図ることにしています。

重点施策のなかでも、ビジネスプランなどに基づく経営の推進はとても大事です。激変する環境のなかで、売り上げを立てながら事業を持続していくためには、簡潔なものでも構わないでの、経営計画について考えていただく必要があると考えているからです。また、支援機関の機能を抜本的に高めながら、小規模企業に施策情報を届けたり、施策を使いやすく、身近なものにしていただくための環境整備にも、力を入れていきたいと考えています。

基本計画の策定でもっとも重要なのは、基本計画を単なる作文に終わらせないことです。

このため、毎年度、施策の実施状況を基本計画に照らして評価・検証し、次の予算の概算要求に反映させるPDCA(計画・行動・検証・改善)のプロセスを導入することにしました。評価・検証は、審議会(小規模企業基本政策小委員会)を開催して現場の意見も反映させます。これにより、基本計画に沿った施策が展開されることになり、基本計画が活きた計画となるのです。

小規模基本法に基づいて新たに作成する小規模企業白書(仮称)は、このPDCAの一環としても位置づけられます。

10の重点施策

- ビジネスプラン等に基づく経営の推進
- 需要開拓に向けた支援
- 新事業展開や高付加価値化の支援
- 起業・創業支援
- 事業承継・円滑な事業廃止
- 人材の確保・育成
- 地域経済に波及効果のある事業の推進
- 地域のコミュニティを支える事業の推進
- 支援体制の整備
- 手続きの簡素化・施策情報の提供

Q 小規模支援法の改正のポイントとは?

小規模基本法の制定と併せて、小規模支援法の改正も行いました。これは、小規模企業にとってもっとも身近で中核的な支援機関である商工会と商工会議所の支援機能を抜本的に強化して、小規模基本法で定める総力を挙げた支援体制を構築しようとするものです。

そのポイントとしては、記帳指導や税務指導などの従来型の支援活動から、事業者が、自社の強みや弱みを踏まえて経営計画(「持続的経営計画」(仮称))を策定し、潜在的な顧客にアプローチし、それを具体的な成果にして売り上げを立てていく活動を支援する方向にシフトしていくべきだとうと考えています。

商工会ではこれまで巡回指導に力を入れてきています。小規模企業の方々に今後ますます行動を起こしていただくためには、商工会が伴走者になり、小規模企業の経営課題の解決まで丁寧にサポートすることが必須です。門戸を開き、悩みを聞き、ともに考えて解決する。そうした寄り添う支援を期待しています。

Q 事業者は小規模基本法による施策をどう活用すればいいでしょう?

小規模基本法ができたことを受けて目に見える変化がすでに始まっています。

たとえば従来は補正予算で取り組んできた「持続化補助金」を当初予算の概算要求に組みいれました。

これは50万円を上限に販路開拓目的でチラシなどの販促材料を作成した場合などに利用できる補助金です。小規模企業にとって非常に使いやすくなっています。過去1万3000人が利用していますが、その約9割が小規模企業のなかでもさらに規模が小さく、またほとんどの方が今まで補助金を利用したことがないといわれている、敷居が低いものです。

その申請に際しては、簡単な事業計画をつくっていただく必要がありますが、事業計画を作成する過程でさまざまな発見があり、経営を見直すよいきっかけになったとの声が多く寄せられています。たとえば潜在的な顧客がどこにいるのか、その顧客にもっと来店してもらうために何か工夫ができるか、と考える。こうしたちょっとした気づきと工夫で、経営は大きく変わると可能性があるのです。

さらにもう一步前進したいと考える事業者には、国をはじめ多くの関係機関がサポートする体制も整いつつあります。大きさに考える必要はありません。今回の法律が、まずは第一歩を踏み出すきっかけになることを期待しています。

*この記事は『小規模企業振興の未来に向けて』の記事を転載しています。

東京都最低賃金は 10月1日から888円

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は、東京労働局長の決定を経て、本年9月1日に官報公示されたことから、効力発生日である本年10月1日から時間額888円になります。

最低賃金の引き上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「最低賃金総合相談支援センター」(電話03-5678-6488)を設けています。

「病い」の90%は「活性酸素」が原因です

すべての活性酸素を除去する製剤は丹羽博士の開発した「Niwana(ニワーナ)」しか販売されていません!

丹波博士のSOD様食品販売のトップブランド
SINCE 1994

 日本抗酸化
Japan Antioxidant



0120-414-207 <http://www.sod-japan.com>

調布まちなかウォーキング2014 開催!

調布市内には数多くの商店街や神社仏閣、史跡などの魅力的な観光資源が存在しており、そんな調布市内をウォーキングしていただきながら調布の「ステキ」を発見していただく「調布まちなかウォーキング2014」を11月8日(土)に実施しました。

当日は朝からかなりの低温でスタート間際に小雨が降るあいにくのコンディションの中、調布駅南口広場をスタート。調布市内だけでなく世田谷区・杉並区等の東京23区、府中・八王子・日野市等京王線沿いの多摩地区を中心に、遠くは神奈川県、千葉県、埼玉県からお越しの方まで最終的に753名の参加がありました。

コースは、調布駅南口広場から仙川へ向かい再び調布駅南口広場へ戻る12.4キロメートルの「ロングコース」と途中国領の馬橋で分かれる5.5キロメートルの「ショートコース」の2コースを用意。コース上10カ所の各商店街(ショートコース=5カ所)では参加者への「おもてなしサービス」を実施。温かいコーヒー、団子の無料配布や玉こんにゃくの配布、社会人アメフトチームリクシルディアーズ選手のお出迎え等数多くの商店街が

工夫を凝らしたオリジナルのおもてなしサービスを展開。心温まる光景が随所に見られました。

出発・ゴール地点会場の調布駅南口駅前広場では、商工会青年部による青年経済人会議選定の「調布のお土産」販売ブースや足湯ブースなども用意。商工会女性部の模擬店ブースや今後実施される商店会のイベント情報コーナーも用意しゴールを目指してくる参加者へのおもてなしを実施しました。

最終的にゴールにたどり着いた参加者は706名を数え無事終了することができました。

参加者や商店会関係者から良い点改善すべき点など多くの反響がありました。また次年度実施する場合にはより魅力のある面白いウォーキングイベントにしていければと思います。

なお今回のウォーキングマップは商工会において無料配布。ホームページからダウンロードできます。ぜひこの機会に調布のまちなかを散策して下さい。



小規模事業者のみなさまへ

利子補給
あり!

マル経融資制度 無担保! 無保証人! 低金利!

1.35% 利子補給で→0.35%

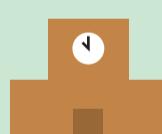
※金利はH26.12.10現在。利子補給は貸付から当初1年間実施

小規模事業者の方(従業員数:商業・サービス5人以下製造業・その他20人以下)のための融資制度です。資金調達にぜひご検討下さい。(ご利用には審査がありますのでご希望に添えない場合があります)

マル経融資制度以外にも、低金利の調布市制度融資、東京都制度融資の制度がございます。詳しくはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ・お申込みは… 調布市商工会 TEL042-485-2214まで

教育資金を必要とするみなさまへ



国の教育ローン(日本政策金融公庫 国民生活事業)

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】お子さま1人あたり350万円以内(海外留学資金は450万円以内)

【利 率】年2.25% 母子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は年1.85%(固定金利、平成26年12月10日現在)

【返済期間】15年以内

【使いみち】入学金、授業料、教科書代 など

【返済方法】毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可)

ご利用いただける方など、詳しくは、**教育ローンコールセンター**
0570-008656(ナビダイヤル) または **TEL03-5321-8656**
または三鷹支店 **TEL0422-43-1151**までお問い合わせください。

各種共済制度のご案内

☆小規模企業共済

小規模事業主の方のための退職金制度です。
掛金が全額所得控除できるのが大きな魅力です。

☆経営セーフティ共済

取引先の倒産に備える共済制度で、積み立てた金額の10倍まで無担保・無保証人で貸付が受けられます。しかも掛金が全額損金(必要経費)参入できます。

☆全国商工会員福祉共済

手軽な掛金でビッグな保障!商工会員のためのケガ・病気・がんの共済制度です。

各共済制度の詳しい内容、お問い合わせ・お申込みは…
調布市商工会 TEL042-485-2214まで

残念ながら台風で中止

第59回 調布市商工まつり

市内商工業の活性化と市民の融和を図ることを目的に毎年開催されている商工まつり。今年は台風19号がまつり開催期間中に接近するとの予報を受け、お客様及び出展者の安全確保を第一に考慮した結果、10月12日・13日開催予定であった商工まつりは2日間とも中止となりました。

商工まつりを楽しみにしてくれた皆様、大変申し訳ございませんでした。

商工会にご加入ください!

商工会は、「商工会法」に基づいて設立された、地域に密着した唯一の総合経済団体です。中小企業のみなさまの様々な経営課題のご相談を承っているほか、商工まつりやウォーキング事業など、地域を元気にする事業を行っております。調布市商工会は現在3,159会員を有し、全国第3位の大規模商工会です。

商工会は、調布市内の商工業者の方ならどなたでもご加入できます。年会費は9,000円から。ご相談はすべて無料で承ります。

詳しいご説明に伺いますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

☆加入申込書は商工会HP
(<http://www.chofusci.com/>)
からも取り出せます。

経営のお手伝い

- 経営相談 ●技術的・専門的指導
- 記帳相談・決算相談
- 融資斡旋 …など

保険・補償など

- 労働保険の取り扱い
- 中小企業向け退職金制度
- 会員福祉共済 ●健康診断 …など

こんなことも!

- 講演会 ●講習会
- 業種別部会活動
- 地域別支部活動
- 青年部 ●女性部活動 …など

平成27年「新春のつどい」

〔調布市・調布市商工会共催事業〕

日 時：平成27年1月6日(火) 開会14時00分 受付13時30分
場 所：調布市グリーンホール小ホール
会 費：2,000円 当日は名刺をご用意下さい。
駐車場はありませんので、ご来場には電車・バスをご利用下さい。

謹賀新年

原島商事 代表 原島芳一	林建設株式会社 代表取締役 林 清一	株式会社フクヤサービス 代表取締役 福谷範雄	株式会社フクヤサービス 代表取締役 福谷範雄	林建設株式会社 代表取締役 林 清一	原島商事 代表 原島芳一
平井設備株式会社 代表取締役 村澤 守	平井設備株式会社 代表取締役 村澤 守	仙川商店街協同組合 理事長 川原慎一	仙川商店街協同組合 理事長 川原慎一	株式会社葉月商会 代表取締役 唐沢俊一	株式会社葉月商会 代表取締役 唐沢俊一
セレモニアル調布・仙川靈廟 門馬光直	有限会社東信堂印刷所 代表取締役 櫻井孝三	市瀬税務会計事務所 代表取締役 石井富三	市瀬税務会計事務所 代表取締役 石井富三	内山治彦税理士事務所 所長 内山治彦	内山治彦税理士事務所 所長 内山治彦
株式会社高橋商事資産管理オフィス 代表取締役 高橋一明	上布田商榮会 会長 田中國男	株式会社深光園 代表取締役 瀧柳嘉市	株式会社深光園 代表取締役 瀧柳嘉市	国領商盛会 代表取締役 岸秀治	国領商盛会 代表取締役 岸秀治
調布市下石原一-1-1-13 TSOビル3F TEL 042-148-219161 〒182-0034	調布市布田一-1-3-1-15 TEL 042-148-711-55 〒182-0024	調布市深大寺元町四-1-4-1 TEL 042-148-611-31 〒182-0017	調布市国領町四-1-2-0-1-1 TEL 042-148-611-82 〒182-0022	調布市富士見町一-1-8-1-56 TEL 042-148-814-46-9 〒182-0033	調布市小島町二-1-5-6-1-3 TEL 042-148-611-11-1 〒182-8512